「総量削減義務と排出量取引制度」
指定地球温暖化対策事業所
の指定に係る確認書
～　記入要領　～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

東 京 都 環 境 局

2026（令和8）年4月

目次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・ ２
１ 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書について ・・・・・・ ３
２ ＥＸＣＥＬファイルの機能（使い方） ・・・・・・・・・ ５
３ 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書の記入例 ・・・・ ８
・届出者が複数存在する場合の添付書類 ・・・・・・・ １０
４ 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書の記入例
・その１ ・・・・・・・・・・・・・・・ １２
・その２ ・・・・・・・・・・・・・・・ １４
５ 補足資料 【日本産業分類：大分類・中分類】・ ・・・・・・・・ １６

はじめに

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）では、総量削減義務と排出量取引制度の対象となる事業所を、「指定地球温暖化対策事業所」及び「特定地球温暖化対策事業所」として位置付けています。指定地球温暖化対策事業所の該当要件は、前年度の原油換算エネルギーの使用量が年間１５００キロリットル以上（特定地球温暖化対策事業所は、３年度連続１５００キロリットル以上）の事業所となっています（条例５条の７第１項第８、９号参照。ただし、同条例施行規則第４条第１項ただし書に規定する「中小企業等が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合」を除く。）。前年度のエネルギー使用量の状況が、指定地球温暖化対策事業所の要件に該当した場合は、「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」を、該当年度の１０月末日までに、東京都に届け出る必要があります（条例第５条の８第２項及び規則第４条の５第２項）。

なお、この記入要領では、「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」の作成方法について説明しますが、マイクロソフトのＥＸＣＥＬを利用することを前提として構成しています。ＥＸＣＥＬファイルは、東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度」のホームページ内

（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents）

で公表いたします。ダウンロードしてご利用ください。

1　指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書について

○　提出が必要となる条件

「指定地球温暖化対策事業所として指定されていない事業所で、前年度の原油換算エネルギー使用量が年間１５００キロリットル以上に該当する場合」

（注１）　2026年度提出の場合、2025年度のエネルギー使用量になります。

（注２）　原油換算エネルギー使用量は、特定温室効果ガス排出量算定報告書を利用することで確認できます。対象条件の判断にお使いください。

（注３）　中小企業等が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合を除きます。

（注４）　本届出書類はオンライン提出の対象書類ではありません。提出方法は郵送または窓口提出となります。

○　提出期限

上記に該当した年度の１０月末日まで

○　提出書類

名　　称	部　数	備　　考
１．指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書	１部	・この記入要領で説明いたします。
２．指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	１部	・この記入要領で説明いたします。
３．特定温室効果ガス排出量算定報告書（以下「算定報告書」という。） ⇒**原則前年度について算定したもの**	１部	・対象事業所におけるエネルギー使用量を入力することで、特定温室効果ガスの排出量を算定する様式です。 ※別途、専用の記入要領がございますので、そちらを参照してください。
４．削減量等算定シート （※該当する場合）	１式	・低炭素電力・熱の受入、高効率 CGS からの電気・熱の受入に伴う削減量を算定する場合や外部供給の排出係数を算定する場合に提出してください。 ・高効率 CGS からの電気・熱の受入に伴う削減量を算定する場合は、供給事業者から「供給事業者による高効率コージェネレーション要件確認書」の写しをいただき、添付してください。
５．検証結果報告書	１式	あらかじめ、東京都に登録された検証機関から「３．算定報告書」の検証を受けてください。
６．印鑑証明書	１部	届出者の印鑑証明書を提出してください。ただし、次の場合は省略可能です。 ・他の手続で既に提出していて、その記載内容に変更がない場合 ・国、地方公共団体である場合

「紙」及び「電子データ」両方を提出して頂きます（電子データは１から４まで）。

○届出後、東京都より「指定地球温暖化対策事業所指定通知書（第１号様式の３）」を送付して指定を行います。

※その他、必要に応じて提出又は提示を求めるものの例（以下の根拠資料は例示となります。）

根拠資料の例	確認する事項
・建物の登記事項証明書（表題部と権利部（甲区）の証明があるもの）（全部事項証明書）の写し（信託物件の場合は信託目録があるもの） ・登記情報提供サービスにより取得した不動産登記情報（建物） ・土地家屋名寄帳等 ・国有・公有財産台帳等 ・工事落成書（施設） ・設置届（施設）	建物・施設の所有者
・建築基準法の検査済証等	事業所の使用開始日
・建築基準法の確認申請等	事業所床面積の用途内訳
・単線結線図、しゅん工図面等	燃料等使用量監視点の確認、床面積の用途確認等
・熱供給事業法に基づく事業に係る申請書等	熱供給事業
・電気事業法に基づく小売り電気事業者・一般送配電事業者を証する資料（事業の届出書等）	電気事業者
・購買伝票 ・設備の運転記録・帳票等 ・エネルギーの系統図 ・その他計算に用いた数値の根拠資料	排出係数等の計算の確認
・印鑑証明書（原本）	押印の確認

２　ＥＸＣＥＬファイルの機能（使い方）

ＥＸＣＥＬファイルへの入力は、まず、入力するシートを確認した上で、適正な手順（順番）で行ってください。

（１）ＥＸＣＥＬファイルのダウンロード

ＥＸＣＥＬファイルをダウンロードして使用する際は、一度手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。パソコンやセキュリティ設定等の相性の問題からパスワードを聞かれることがあります。その際は、キャンセルを何度か押したり、他のパソコンから行ったり、何度か試すことで、パスワードを入力しなくてもダウンロードできるようになります。

（２）ＥＸＣＥＬへの入力

都から提供するＥＸＣＥＬファイルは保護がかかっており、一部を除き行の挿入やフォント変更などの書式の変更ができません。また、入力する枠にも一部に制限がかかっています。

事業者は入力可能な黄色又は薄黄色のセルに文字や数値等を入力してください。白いセルについては入力不可となっていますが（※届出書は白いセルも一部入力可能）、入力可能セルに入力した値が自動的に反映されます。詳細は、個々のシートの記入要領をご確認ください。

（３）コメントの表示／非表示

ＥＸＣＥＬファイルには入力を補助するためにコメントを使用しています。ＥＸＣＥＬの「表示」から「コメント」を選択すると、コメントの表示／非表示を切り替えることができます。

（４）ファイル形式等の改変禁止

東京都では、提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、提出されるファイルには、ブックに独自の保護を掛けたり、シート・セルにリンクを張ったり、シート名の変更等改変を行わないでください。入力に際して不都合があれば、お問合せください。

（５）セル内の改行

「 Alt 」キーを押しながら「 Enter 」キーを押すと、セル内できれいに改行できます。

（6）コピー＆貼り付け（文字単位でのコピー）

単純なセルのコピーや貼付けは行わないで下さい。ここでは文字単位でのコピーについて説明します。文言等を他のセルでも使用する場合は、再利用する文字のみを選択して、マウスの右クリック（若しくは「Ctrl」キーを押しながら「C」キーを押す）を使い、次に示した方法でコピーしてください。

コピーした文字列を貼り付けるには、貼り付けたいセルをダブルクリックした後に、セルの中を選択してから、マウスの右クリック操作により行います。あるいは、次に示すようにセルの内容を示す「ｆｘ」の枠内を選択し、貼り付けることでもできます。

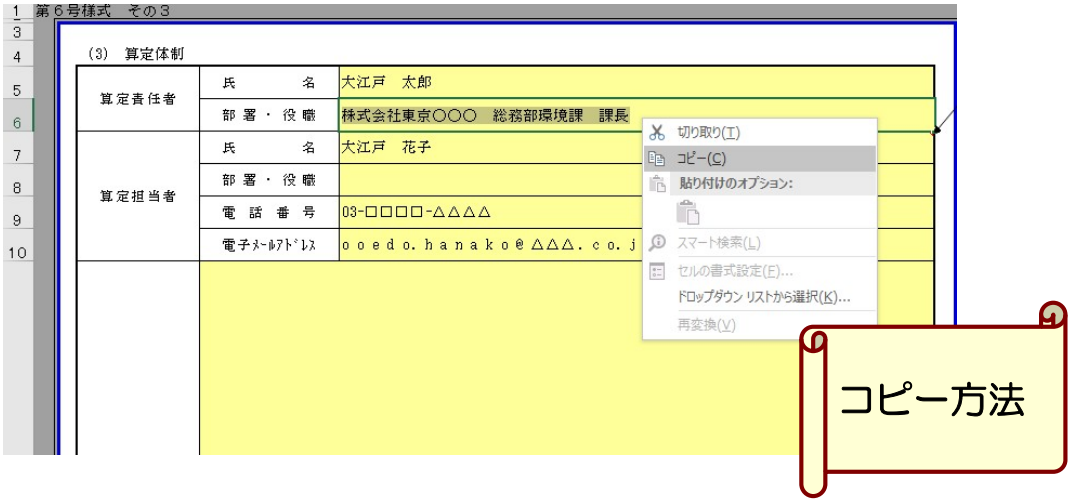

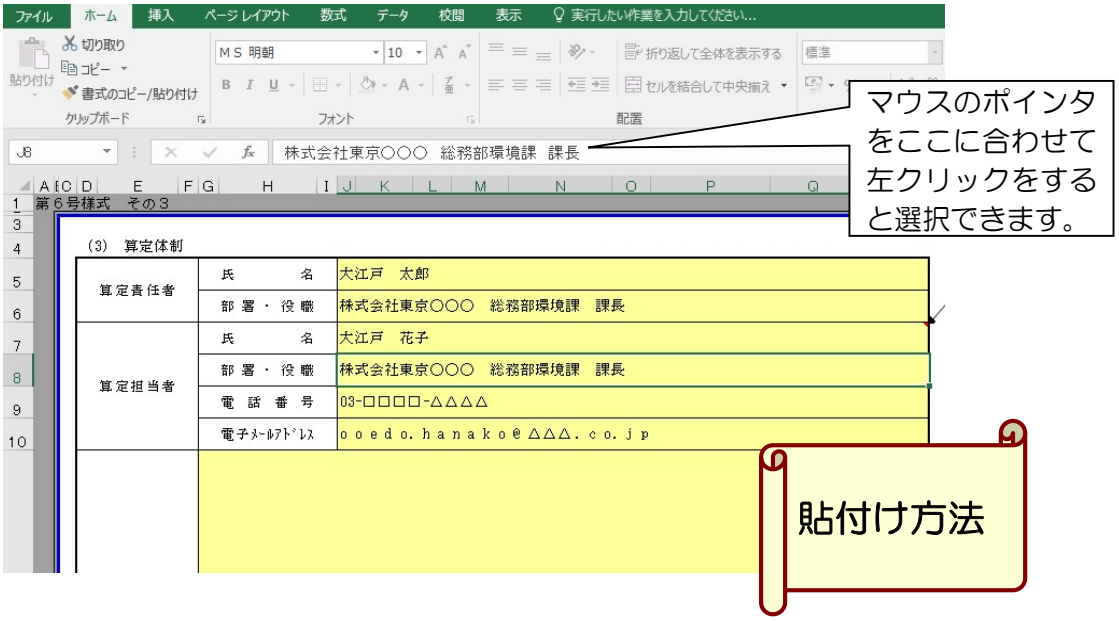

（7）コピー＆貼り付け（セル単位でのコピー）

ＥＸＣＥＬ様式には保護が掛かっており、基本的に単純なコピー＆貼付けができません。

そこで、次に、共通箇所を部分的にコピーしてＥＸＣＥＬ様式に貼り付ける方法について、説明します。

ア）共通箇所のコピー

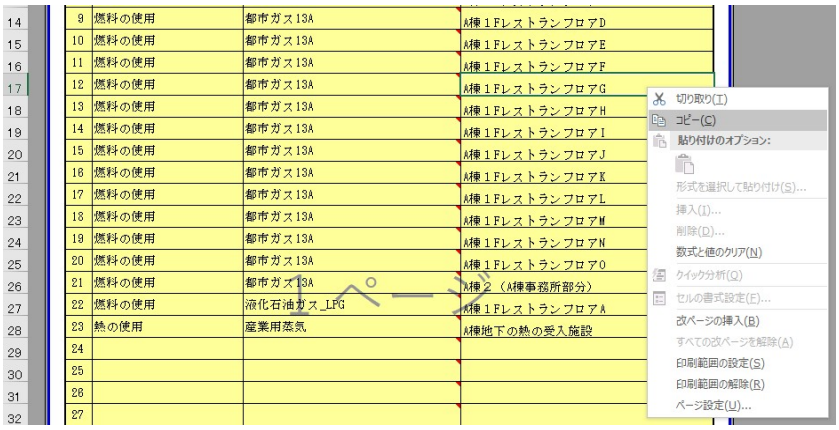

①まず、コピーしたいセルを選択します。

②コピーします。（この例では、マウスの右クリックでコピーしています。）

イ）データ貼り付け

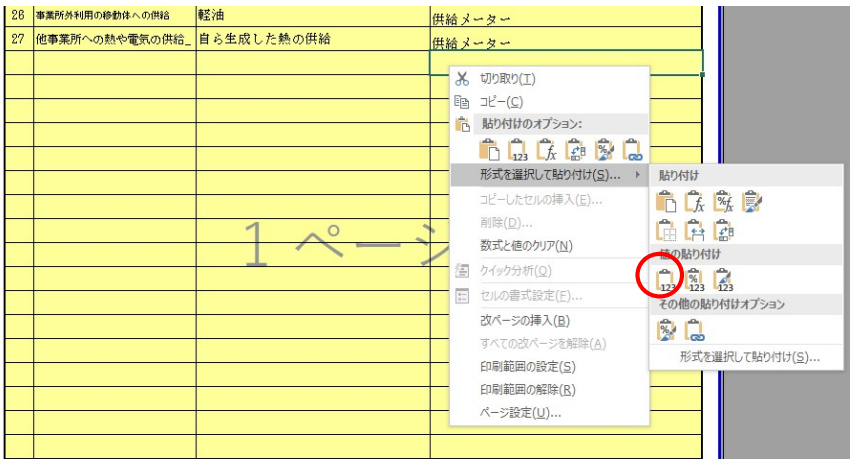

③データを貼り付けたいセルを選択します。

④「形式を選択して貼り付け」を選択します。

⑤右画面（形式を選択して貼り付け）が立ち上がるので、「値の貼り付け」から「値」を選択します。

３　指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書の記入例

セルの色分けはありません。入力が必要な箇所のみ記入してください。

（第１号様式の２）

※記入例

20XX 年　10　月　28　日

東 京 都 知 事　殿

届出者

住　所　東京都千代田区●町一丁目1番1号

氏　名　株式会社　東京○○

取締役　□□□□

（法人　名称、代表者の　所在地）

代表者印

事務手続きの委任を行う場合でも、代理人の捺印は必須です。

プルダウンの詳細は
Ｐ９　そのｉ「届出者」の表を参照してください。

氏名欄は次のとおり記載してください。
- 上のセル
（法人の場合）⇒法人名称
（個人の場合）⇒空欄
- 下のセル
（法人の場合）⇒代表者の資格名称（※）及び氏名
（※）印鑑証明書や登記簿の記載と合わせてください。
（個人の場合）⇒氏名

書

都民　より指定地
球温暖

事業所の名称	新宿○○ビル		
事業所の所在地	新宿 区 西新宿		
指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	別添のとおり		
検証結果	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	会社名	株式会社　大江戸○○○	公表
	郵便番号	300-△△△△	
	住所	東京都葛飾区□□町○丁目１番１号	
	所属名	総務部環境課	公表
	担当者名	大江戸　花子	
	電話番号	０３－□□□□―△△△△	公表
	FAX番号	０３－△△△△―○○○○	公表
	ｱﾄﾞﾚｽ	ooedo.hanako@△△△.co..jp	非公表
連絡先		株式会社　東京○○○	
	号	300-□□□□	
		東京都千代田区□□町○丁目１番１号	
		総務部環境課	
	担当者名	東京　花子	
	電話番号	０３－□□□□―△△△△	
	FAX番号	０３－△△△△―○○○○	
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	tokyo.hanako@△△△.co..jp	
	備考		

対象となるビルや工場等の名称
- ○○工場
- ○○事業所
- ○○センター等

公表を希望しない項目につきましては、右側のプルダウンから「非公表」を選択してください。

※受付欄

備考　※印の欄には、記入しないこと。　　令和3年4月版

そのｉ

そのii

そのiii

そのiv

そのV

そのⅰ：提出年月日、住所、氏名、捺印

「年月日」：実際に東京都へ提出する日を記入します。

「届出者」：下表の届出者の区分により、プルダウンから適切なものを選択してください。

No.	プルダウンの選択内容	記入された方の立場		その他の所有事業者又は温室効果ガス排出責任者の状況
		所有事業者	代理人	
1	届出者	○	-	いない
2	届出者（他の届出者は別紙「届出者一覧」のとおり）	○	-	いる
3	届出者兼別紙「届出者一覧」記載の者の代理人	○	○	いる
4	別紙「届出者一覧」記載の者の代理人	-	○	いる

「住所・氏名・捺印」：届出者の情報を記入します（法人の場合は、住所が本拠地、氏名が法人名とその代表者の氏名を記入します。なお印鑑については法務局に登録している代表者印を押印してください。）。

※　届出者が複数の場合は、別途「届出者一覧」を添付します。記入例に関しては次頁を参照してください。なお、届出者一覧の書式は、同ＥＸＣＥＬファイルの別シートを参照してください。

※　代表者の肩書は印鑑証明書や商業登記された役職名称を記載してください。

※　印鑑証明書（原本）の提出を求める場合があります。

※　委任状により事務手続きの委任を行っている場合でも、一覧への本人の記名は必須です。

そのⅱ：事業所の名称・所在地

「事業所の名称」：事業者名ではなく、事業所の名称（建物が複数の場合にあっては、その総称、又は、連名）を記入してください。

「事業所の所在地」：事業所の所在地を記入してください。なお、所在地住所の記載は“丁目”“番地”を省略しない**正式な住居表示**を記入してください。また、丁目は漢数字で記載してください。建物が複数ある場合で、それぞれ住所が異なる場合には、代表となる住所を記載してください。

そのⅲ：添付書類

「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書」

確認書は届出書と合わせて提出が必要です。なお、確認書の記入例は、Ｐ１２で説明します。

「検証結果報告書」

確認書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書には、登録検証機関の検証結果報告書を添付してください。

そのⅳ：振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先

連絡先には、口座及び振替可能削減量等の問合せ等の窓口となる方の情報を記入してください。必ずしも（そのⅰ）で記載した会社に所属している方でなくても構いません。

口座及び振替可能削減量等の管理に責任をもって対応いただける方を記入してください。

また、今後の「口座に係る」通知等の送付先とさせていただきます。

なお、この欄に記載していただいた「会社名」「所属名」「電話番号」「FAX 番号」「メールアドレス」は、「指定管理口座一覧」として都のホームページ上で公表される項目です。

公表を希望しない項目につきましては、右側のプルダウンから「非公表」を選択してください。

■公開情報

https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html

※「口座開設者の情報」の「指定管理口座一覧（PDF）」を御参照ください。

そのⅤ：連絡先

連絡先には、この書類に関する問合せ等の窓口となる方の、連絡先の住所、部署、担当者氏名、連絡先（電話、FAX、メール）、その他備考等を記入してください。必ずしも（そのⅰ）で記載した会社に所属している方でなくとも結構です。この書類についての問合せに責任をもって対応できる方を記載してください。また、今後の説明会等の御案内の送付先とさせていただきます。

※届出者が複数存在する場合の添付書類

※記入例

届出書(P８)に入力した申請日が自動入力されます。

20XX 年 10 月 28 日

指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書の届出者一覧

（住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。）

指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書の届出対象

届出書(P８)（そのⅱ）で入力した、事業所の名称・所在地が自動入力されます。

名称 ： 新宿〇〇ビル

所在地： 新宿区西新宿二丁目８番1号

そのⅵ

住 所 東京 都 港 区 □□町一丁目1

氏 名 株式会社 〇〇商事
代表取締役 〇〇〇〇

代表者印

住 所 東京 都 中央 区 □□町一丁目1番1号

氏 名 株式会社 △△不動産
代表取締役 △△△△

代表者印

住 所 都 区

氏 名

氏名欄は次のとおり記載してください。
・上のセル
（法人の場合）⇒法人名称
（個人の場合）⇒空欄
・下のセル
（法人の場合）⇒代表者の資格名称（※）及び氏名
（※）印鑑証明書や登記簿の記載と合わせてください。
（個人の場合）⇒氏名

所有事業者等に該当する方全員分を記入してください（届出なく所有事業者等を変更することはできません）。
また、記入欄は飛ばさずに、上から順番に記入してください。
ただし、届出書(P８)の右上に記入した方はここでの記載は不要です。

住 所 都 区

氏 名 ㊞

※必ず全員分捺印してください。
（ただし、事務手続きの委任を行い、
「委任状」を添付する場合は捺印不要です。）

住 所 都 区

氏 名 ㊞

住 所 都 区

氏 名 ㊞

印刷範囲の初期設定が７名までとなっています。義務者となられる方が８名以上いる場合は、印刷範囲を拡大して使用してください。

そのⅵ：届出者の住所、氏名、捺印

・（そのⅰ）で記入した届出者以外の所有者の情報を記入します。
・法人の場合は、住所が本拠地、氏名が法人名とその代表者の氏名を記入します。
・代表者の肩書は印鑑証明書や商業登記された役職名称を記載してください。
・印鑑については法務局に登録している代表者印を押印してください。

※ 「事務手続の委任」を行っている場合は、ここでの押印は不要です。
※ 委任状により事務手続きの委任を行っている場合でも、本人の記名は必須です（省略できるのは押印のみです）。
※ 届出者は、入力欄を飛ばさずに、必ず上から順番に入力してください。
※ 届出者一覧の入力が、用紙１枚に収まらない場合は、EXCEL 様式上の印刷範囲を拡大してください。（印刷境界の下側をドラッグすることで拡大できます。）なお、入力欄は最大５００名分用意しています。
※ 義務者は、原則として事業所の所有者です。所有者以外の方が義務者となる場合は、別途届出（所有事業者等届出書）が必要となります（届出をすることなく義務者の構成を変更することはできません。）。

【指定地球温暖化対策事業所指定通知書について】

・事業所の所有者及び所有者以外で責任を有する者となった義務者全員へ送付します。

※所有者以外の方が責任を有する者となる場合は、別途届出（所有事業者等届出書）が必要になります（届出をすることなく、所有事業者等の構成を変更することは出来ません）。
また、届出により、所有者が義務者でなくなった場合でも、指定通知書は所有者全員に通知します。

・指定地球温暖化対策事業所指定通知書に、口座簿利用者番号及び暗証番号を記載しています。

【事業者控について】

・事業者控を必要とする場合、正本となる「指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書」の押印原本（コピー不可）の他に、事業者控となる書面（コピー可）を一緒に提出してください。受付印を押印し、事業者控となる書面を返却します。
・正本と事業者控の混同を避けるため、正本と事業者控が識別できるよう付箋等の措置を施してください。
・郵送にて提出する場合は、返送用封筒（返送あて先を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。

４　指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書の記入例

黄色（必須入力）及び薄黄色（必要に応じて入力）のセルを記入してください。

（第１号様式　その１）　**※記入例**

指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書

１　所有事業者等の概要

(1)　所有事業者又は温室効果ガス排出責任者の氏名

所有事業者又は温室効果ガス排出責任者の別	氏名（法人にあっては名称）
所有事業者	株式会社　東京○○
所有事業者	株式会社　○○商事
所有事業者	株式会社　△△不動産

その１−①

通常は、「所有事業者」を選択しますが、所有事業者等届出書にて届出を行うことにより、規則第４条の４で規定している者が義務者となる場合は、「温室効果ガス排出責任者」を選択してください。**また、欄が不足する場合には、シート「その１－２」に記入してください。**

ここの２項目をプルダウンで選択すると、白いセルが自動入力されます。

(2)　事業所の概要

事業所の名称			新宿○○ビル			
事業所の所在地			東京都新宿区西新宿二丁目8番1号			
業種等	事業の業種	分類番号	K69	K_不動産業_物品賃貸業	不動産賃貸業・管理業	
		産業分類名	不動産賃貸業・管理業			
	事業所の種類	主たる用途	事務所			
		建物の（熱供給事業所にあ		前年度末	124,999.00	㎡
		用途別内訳	事務所	前年度末	98,323.00	㎡
			情報通信	前年度末	4,000.00	㎡
			放送局	前年度末		㎡
			商業	前年度末	7,565.00	㎡
			宿泊	前年度末		㎡
			教育	前年度末		㎡
			医療	前年度末		㎡
			文化	前年度末	9,111.00	㎡
			物流	前年度末		㎡
			駐車場	前年度末	6,000.00	㎡
			工場その他上記以外	前年度末		㎡
事業の概要			不動産の賃貸及びビル管理として、当該ビルを所有・管理している。 ・平成２６年５月竣工 ・地上５０階、地下４階、１４，５００人が就業 ・地上５０階及び地下１階は飲食、地下２～４階まで駐車場、その他事務所			
敷地面積					9,500.00	㎡

その１−②　その１−③　その１−④　その１−⑤　その１−⑥　その１−⑦

その１－①：所有事業者又は温室効果ガス排出責任者の氏名

表紙となる届出書（そのｉ）と同様です。また、区分所有者など義務者が複数存在する場合は、全員分の氏名を記入してください。記入欄が不足する場合には、シート「その１－２」に記入してください。また、左側の欄に関して通常は「所有事業者」をプルダウンで選択しますが、所有事業者等届出書にて届出を行うことにより、所有者以外の者が義務者となる場合は、「温室効果ガス排出責任者」を選択してください。なお、右欄の氏名の部分については、法人の場合は法人名のみ記入し（代表者名を記入する必要はありません。）、個人の場合は個人の人数の合計を記入します（個人〇名）。

その１－②：事業所

表紙となる届出書（そのⅱ、ⅲ）と同じ内容を記入します。

その１－③：事業の業種「分類番号」「産業分類名」

本記入要領の「５　補足資料」に記載している日本標準産業分類に従って、プルダウンで分類番号（左側：大分類、右側：中分類）を選択します。この作業により、分類番号と産業分類名が自動的に表示されます。

建物等が複数ある場合で、それぞれ業種が異なる場合は、事業規模として大きいものを選択してください。

その１－④：主たる用途

「主たる用途」とは、「その 1-③」の事業の業種に関係なく、最も大きな用途を指します。
この項目は、その 1-⑤の「用途別内訳」項目で最も大きい面積の用途を記入してください。

その１－⑤：建物の面積

「建物の延べ面積」

特定温室効果ガス排出量算定報告書の「建物の延べ面積」と一致することを確認してください。

「用途別内訳」

用途別の床面積を記入します。

※ 様式での面積の表示は、小数点３桁目を四捨五入し、小数点２桁までを表示しています。

※ 共用部分の面積は、駐車場を除く共用部分以外の用途ごとの面積比率で按分して、それぞれの用途に割り振ってください。ただし、共用部分であっても特定の用途にのみに使用されることが明らかな場合は、按分せずに当該用途に従属するものとして取り扱います（例：複合用途ビルにおける、事務所用途のみが存在するフロアの廊下・トイレ等は、事務所用途に含みます）。

※ 熱供給事業所は供給先の面積を「工場その他上記以外」に記入してください。

※ 電気供給事業所は発電所・変電所の建屋の面積を「工場その他上記以外」に記入してください。

その１－⑥：事業の概要

事業所の概要（建物の形態、事業所の活動の概要等）を記入します。

その１－⑦：敷地面積

建築確認申請等で記載されている、事業所全体の敷地面積を記入します。なお、熱供給事業所、又は、電気供給事業所の場合、敷地面積は記入不要です。

※ 様式での面積の表示は、小数点３桁目を四捨五入し、小数点２桁までを表示しています。

（第１号様式　その２）

※記入例

その2-①

(3)　特定テナント等事業者の要件に該当するテナント等事業者

テナント等事業者の氏名（法人にあっては名称）	使用床面積	電気使用量
株式会社　○○商事	30,000 ㎡	千kWh
株式会社　△△銀行	20,000 ㎡	千kWh
株式会社　●●電気データセンター	㎡	7,000 千kWh
		千kWh
	㎡	千kWh
	㎡	千kWh
	㎡	千kWh
		千kWh
		千kWh
	㎡	千kWh
	㎡	千kWh
	㎡	千kWh

特定テナント等事業者の要件に該当する場合のみ記入してください。その他のテナントは記載不要です。

床面積の記入は、建物の共用部を除いた、**専用部の面積**を記入してください。

床面積及び電気使用量の入力は、特定テナント等事業者の要件に該当する、どちらかの項目のみで結構です。

電気使用量の入力は、**前年度一年間**の使用電力量を記入してください。

その2-②

2　前年度の温室効果ガスの排出の状況

原油換算エネルギー使用量	9,000	kL
特定温室効果ガス年度排出量	16,000	t（二酸化炭素換算）

その2-③

3　事業所の使用開始日

事業所の使用開始年月日	○ 平成18年3月31日以前	◉ 平成18年4月1日以降	2019	年	5	月	8	日

その2-④

4　添付する書類

	△別紙（　　）のとおり
	△別紙（　　）のとおり
	△別紙（　　）のとおり
	△別紙（　　）のとおり

備考　△印の欄には、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

その２－①：特定テナント等事業者の要件に該当するテナント等事業者

「テナント等事業者の氏名」

特定テナント等事業者の要件に該当するテナント等事業者が存在する場合に、氏名（法人にあっては名称）を記入します。なお、特定テナント等事業者に該当しない事業者は記入しないでください。

「使用床面積」

特定テナント等事業者が使用している、専用部の床面積を記入します。なお、共用部の床面積は除外してください。

「電気使用量」

特定テナント等事業者の年間電気使用量（前年度４月１日から３月末日まで）を記入してください。

※ 特定テナント等事業者に該当する条件

テナント等事業者であり、次のいずれかに該当するテナント等事業者。

１．前年度末時点で５，０００平方メートル以上の床面積を使用して事業活動を行っている。

２．前年度４月１日から３月末日までの１年間の電気使用量が、６００万キロワット時以上の事業活動を行っている。

その２－②：前年度の温室効果ガスの排出状況

対象事業所の前年度の「原油換算エネルギー使用量」及び「特定温室効果ガス年度排出量」について、「特定温室効果ガス排出量算定報告書」その６で得られた計算結果を入力します。

その２－③：事業所の使用開始日

対象事業所の使用開始日を選択します。事業所の使用開始日について該当するチェックボックスを有効にしてください。平成１８年度４月１日以降を選択した場合は、右欄に具体的な使用開始年月日（しゅん工日等）を記入してください。

※使用開始年月日が確認できる根拠資料の提出を求める場合があります。

例）建築基準法の検査済証、鍵の引渡書、電力需給開始のお知らせ等

※事業所の使用開始日はエネルギーの使用開始日となります。そのため、営業開始日ではなく、しゅん工日等を事業所の使用開始日としています。

※複数の建屋がある場合は、最初に竣工した建屋の使用開始日としています。

※事業所の使用開始日が前年度より前であった場合は、過去年度の原油換算エネルギー使用量の確認をさせていただきます。

※熱供給事業所又は電気供給事業所の場合は、プラントが存する建物の竣工日や供給開始日を設定してください。

その２－④：添付する書類

特定温室効果ガス排出量算定報告書、検証結果報告書以外の添付書類がある場合、この欄に書類名称及び一連番号を記入してください。また、該当書類も同様に一連番号を記入して書類の参照を明確にしてください。

５　補足資料　【日本標準産業分類　大分類･中分類】

日本標準産業分類（１）

大分類		中分類	
A	農業，林業	1	農業
		2	林業
B	漁業	3	漁業
		4	水産養殖業
C	鉱業，採石業，砂利採取業	5	鉱業，採石業，砂利採取業
D	建設業	6	総合工事業
		7	職別工事業(設備工事業を除く)
		8	設備工事業
E	製造業	9	食料品製造業
		10	飲料･たばこ･飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材･木製品製造業（家具を除く）
		13	家具･装備品製造業
		14	パルプ･紙･紙加工品製造業
		15	印刷･同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品･石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革･同製品･毛皮製造業
		21	窯業･土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品･デバイス･電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気･ガス･熱供給･水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像･音声･文字情報制作業
H	運輸業，郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業（信書便事業を含む）

日本標準産業分類（２）

大分類		中分類	
I	卸売業，小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
		53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業，保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業，商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
K	不動産業，物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究，専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
		74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業，飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業，娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育，学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育，学習支援業
P	医療，福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業（別掲を除く）
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
S	公務（他に分類されるものを除く）	97	国家公務
		98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

お問合せ先

東京都環境局「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1　第二本庁舎 20 階南側

TEL：　03-5388-3438

E-Mail：ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp

次のホームページアドレスで、「総量削減義務と排出量取引制度」に関する情報等の参照や、書式等のダウンロードが可能です。
（条例・規則・指針、制度全般の説明、各種案内、記入要領や記入例、ガイドラインがあります。）

1　総量削減義務と排出量取引制度について

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale

2　条例・規則・指針・ガイドライン等について

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules

3　提出書類について

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents